

# 令和2年度鉄道事業者等と連携した旅行商品造成業務仕様書

## 1 業務の目的

新型コロナウイルス感染症により、甚大な影響を受けている県内観光産業の一日も早い回復のため、収束時に効果的な事業を実施することが必要です。

当該業務は、中京圏、関西圏マーケット等から三重県への誘客を効果的に展開するために、国が実施する「Go To Travelキャンペーン」に併せて、旅行会社による鉄道事業等の交通事業者と連携した旅行商品の企画や造成を行うとともに、本県の観光資源の魅力を活用した着地型旅行商品等のパンフレットへの掲載及び販売が効果的に行われるような取組を実施することで、本県への新規顧客の獲得につなげ、県内各地で人の流れと賑わいを創出し、地域の再活性化やリピーター増加を図ることをめざします。

## 2 委託業務の内容

### (1) 委託業務名

令和2年度鉄道事業者等と連携した旅行商品造成業務

### (2) 委託期間

契約締結日から令和3年3月26日（金）まで

### (3) 委託業務の内容

国が実施する「Go To Travelキャンペーン」に併せて、中京圏・関西圏等から本県への誘客を促進する鉄道事業等の交通事業者と連携した旅行商品の企画・造成、旅行商品の販売が効果的に行われる取組を実施すること。

ア 単独パンフレット又はチラシを活用した旅行商品の企画及び販売 3件以上

(ア) 上記1の目的に合った旅行商品の企画と、旅行会社が発行する単独パンフレット又はチラシへの掲載及び販売を行うものとする。

(イ) 単独パンフレット又はチラシについては、電子版も作成するものとする。

(ウ) 単独パンフレット又はチラシの印刷部数は、1件当たり3万部以上とする。

(エ) 旅行商品の企画にあたっては、連泊等県内での長期滞在を促進するよう、留意すること。

(オ) 企画した旅行商品については、旅行会社の店頭及びオンラインで販売すること。

イ 二次交通を活用した旅行商品の企画

(ア) 企画する旅行商品には、二次交通を活用したものを含むこととする。

ウ 旅行商品に対する宿泊割引クーポンの適用

(ア) 造成した旅行商品においては、「Go To Travelキャンペーン」に係る宿泊割引クーポンを適用するものとする。

エ 安全安心に留意した施設の選定

(ア) 宿泊施設等の選定にあたっては、「県内観光事業者向けガイドライン作成の手引き」等を参考にし、新型コロナウイルス感染症拡大防止に十分留意するものとする。

オ 地域の消費喚起につながる仕組みの取入れ

(ア) 旅行商品の造成にあたり、地域の消費喚起につながる仕組みを取り入れるものとする。

カ 上記旅行商品の販売促進につながる活動 2回以上

(ア) 上記旅行商品の販売を効果的に行うための、消費者に対する旅行商品の告知宣伝（イベント及びオンラインの活用等）

キ 旅行会社の店頭等における販売促進の支援

(ア) 販売促進ツール、ノベルティ等の作成 1回以上

三重県からの委託業務により造成された旅行商品の販売促進活動を支援するための、販売促進ツールやノベルティ等の提供を行うものとする。  
なお、取組の内容は、三重県内の特定の地域に偏らないものとする。

ク 上記旅行商品の販売・広告宣伝・送客実績の報告

(ア) 旅行商品の企画及び販売については、パンフレット等の成果品の写しのほか、販売期間、制作部数、送客実績等を報告するものとする。

(イ) 造成した旅行商品の販売促進については、その広告宣伝媒体、広告期間等の状況を報告するものとする。

(ウ) 上記の報告は、原則として四半期に1回報告するものとする。

(エ) 上記（ア）のうち送客実績の報告は、みえ観光の産業化推進委員会事務局（三重県雇用経済部観光局観光魅力創造課内）と事前協議のうえ実施するものとする。

(4) 提案にあたっての留意事項

以下の点に留意してください。

- ・「Go To Travel キャンペーン」に併せ、企画提案事業者は、業務の目的、内容を理解のうえ、中京圏・関西圏等から本県への誘客を促進する鉄道事業者等の交通事業者と連携した旅行商品の企画・造成、旅行商品の販売が効果的に行われると思われる企画を提案すること。
- ・業務の実施にあたっては、マーケティングに基づきターゲット及び数値目標を設定すること。また、数値目標については、可能な限り観光消費額、観光入込客数等事業効果を検証できるよう設定すること。
- ・全国への波及効果が高い大都市圏（主に中京圏及び関西圏）において事業を実施すること。
- ・事業の設計にあたっては、事業効果を検証できるようPDC Aサイクルを取り入れた仕組みとすること。
- ・県内市町や観光関係団体との連携を図ること。
- ・事業の実施に際し、実施主体であるみえ観光の産業化推進委員会と協議する余地があること。
- ・実行可能な提案とすること。
- ・新型コロナウイルス感染症の状況等を踏まえた提案とすること。

- ・地域の消費喚起につながる取組を提案すること。

(5) 納品物

- ア 委託業務の実施結果を記載した「委託業務実績報告書」（原則としてA4版・両面印刷） 1部（提出時期：委託業務完了時）
- イ 写真等業務の履行状況が確認できるもの 1部
- ウ その他実施内容の説明に必要と思われる資料 1部

(6) 納入場所

- みえ観光の産業化推進委員会事務局  
（三重県雇用経済部観光局観光魅力創造課内）

(7) 納入期限

- 令和3年3月26日（金）

### 3 暴力団等排除措置要綱による契約の解除

契約締結権者は、受託者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第3条又は第4条の規定により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとします。

### 4 不当介入に係る通報等の義務及び義務を怠った場合の措置

- (1) 受託者が契約の履行にあたって暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとします。
- ア 断固として不当介入を拒否すること。
  - イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。
  - ウ 委員会に報告すること。
  - エ 契約の履行において、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、委員会と協議を行うこと。
- (2) 契約締結権者は、受託者が(1)イ又はウの義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第7条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じます。

### 5 その他

- ・この契約にかかる会計関係書類は、委託事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存してください。
- ・契約にあたり、原則として再委託は認めません。ただし、契約業務の一部を委託する場合について、みえ観光の産業化推進委員会（以下「当委員会」という。）の承諾を得た場合はこの限りではありません。
- ・成果物の著作権は当委員会に帰属するものとします。
- ・委託契約の支払いについては、委託業務が完了し、当委員会の検査後に支払うものとします。なお、本業務を実施するにあたり、必要がある場合は、概算払いをすることができるものとします。
- ・受託者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知

ったときは速やかに当委員会に報告し、当委員会の指示に従ってください。

- 委託を受けた事務に従事している者若しくは従事していた者等に対して、三重県個人情報保護条例第 53 条、第 54 条及び第 56 条に罰則があるので留意してください。
- 当委員会は、必要に応じ、受託先を訪問し状況確認を行うとともに、実地及び書面による検査を実施することができるものとします。
- 受託者は、業務を実施するにあたり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律を遵守するとともに、同法第 7 条第 2 項（合理的配慮の提供義務）に準じ適切に対応してください。
- 業務の遂行において疑義が生じた場合は、当委員会と協議し、その指示に従ってください。
- 事業実施にあたって、契約書及び本仕様書に定めのない事項や細部の業務内容については、当委員会と協議して実施するものとします。